

令和4年度『児童・生徒生活のきまり』

○帰宅時刻

①小学生は、下記時刻までに帰宅すること。

4月／午後5時30分	5月から8月／午後6時
9月／午後5時30分	10月／午後4時30分
11月から1月／午後4時	2月／午後4時30分
3月／午後5時	

②中学生は、下記時刻までに帰宅すること。

4月から9月／午後6時30分	10月から3月／午後6時
----------------	--------------

※部活などで遅くなる場合は、活動終了後すみやかに帰宅すること。

③祭典（樽前山神社例大祭・港まつり）及び町内会の祭典や盆踊りについては、下記時刻までに帰宅すること。

小学生／午後6時	中学生／午後8時
----------	----------

※スケート祭の帰宅時刻は市内共通のきまりを確認すること。

○外出・外泊の注意

- ①外出時には保護者に**行き先、目的、同伴者、帰宅時刻**を伝えてから出かけること。
- ②上記の帰宅時刻以降の外出は、**保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴**のこと。
- ③服装は、小・中学生らしい服装とする。また、**不審者からの対象とならないためにも**、露出の多い服装や華美なものは避けること。
- ④**子どもだけでの外泊**は原則**禁止**とする。
- ⑤**留守家庭や空き家**などには絶対に入らないこと。

○遊技場などへの出入り

- ①**ゲームセンター及びゲームコーナー（専門店、大型店、デパートなど）、カラオケボックス、ボウリング場、インターネットカフェは、小・中学生のみでの入店は禁止**とする。利用する場合は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。（必ず一緒にいること）
- ②パチンコ店、場外馬券場などへの出入りは、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる**成人と同伴でも禁止**とする。

○飲食店の出入り

- ①小学生は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②中学生は、食事を目的とする食堂やファストフード店以外は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
※ただし、食堂やファストフード店であっても、登下校時の利用は禁止とする。

○交通徳

- ①**車道、歩道、遊歩道**など路上での遊びは**厳禁**とする。（インラインスケート、スケートボード、キックボード、一輪車、ローラーシューズ、キャッチボール、ソリ遊びなどを含む）
- ②道路の横断は、必ず左右を確認し、絶対に飛び出したりしないこと。
- ③**自転車の二人乗り、無灯火、並走、ジグザグ運転などは絶対にしない**こと。また、横断歩道は押しで渡ること。
- ④冬季間の自転車の利用は危険であるため、出来るだけ利用しないこと。ただし、**積雪・凍結路面での利用は厳禁**とする。（学校からの連絡を確認すること。）
- ⑤交通事故に遭った場合は、ただちに警察署（110番）に通報し、学校にも連絡すること。

○インターネット（携帯電話・スマートフォン・パソコン・ゲーム機など）利用の注意

※「とまこまい情報機器利用の約束」を守ること。

- ①**携帯電話、スマートフォンについては、保護者の責任のもと使用すること。**
- ②**SNS等（LINE・Twitter・Instagram・TikTok・YouTube・オンラインゲームなど）の利用に当たっては、個人情報特定される恐れのあるもの（写真や動画も含む）の掲載や他人への誹謗・中傷は載せない**こと。
- ③出会い系サイトなどには一切関わらないこと。

○不審者への対策

- ①知らない人の誘いには決してのらないこと。また、**身の危険を感じた時はすぐに逃げ**て、近くの「こどもSOSの家」や店舗、住宅などに助けを求めること。
- ②児童・生徒の一人歩きは出来るだけ避け、**夜間の単独外出は防犯上厳禁**とする。
- ③不審者から被害を受けた場合は、**ただちに警察署（110番）に通報**し、学校にも連絡すること。

○薬物乱用の禁止

- ①電子タバコ類やノンアルコール飲料の所持・使用・飲用を禁止とする。
- ②大麻、覚醒剤などの**麻薬及び危険ドラッグは絶対に使用しない**こと。
- ③シンナー、ボンド、その他の有機溶剤などの使用やガス吸引などの危険行為は絶対にしないこと。

○海や川の注意

- ①海岸は潮の流れが速く、また、海底が急激に深くなり危険なので、**海には絶対に入らない**こと。
- ②**川には、絶対に入らない**こと。
- ③結氷した川や湖、沼などの危険な場所では遊ばないこと。

○親水公園、海水浴場、プール、スケート場の注意

- ①親水公園、海水浴場の**小・中学生のみの利用は禁止**とし、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②プール・スケート場の利用は、注意事項をよく守ること。

○釣り・キャンプ・登山・サイクリングの注意

- ①小学生が釣りに出かける場合は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ②中学生が釣りに出かける場合は、保護者に許可を得て**危険のない場所へグループで行く**こと。なお、早朝・夜間の釣りは禁止とする。
- ③**小・中学生同士でのキャンプ・登山は禁止**とする。
- ④小学生のサイクリングは、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
- ⑤中学生のサイクリングは、**保護者の許可を得て**実施し、行き先、同伴者名、帰宅時刻を告げて、**危険のない行動**を取ること。

○アルバイト

- ①**小・中学生とも原則禁止**とする。また、祭典などの出店でのアルバイトも禁止とする。
- ②中学生の新聞配達は、保護者の同意と校長の承認を得て従事する。

○その他

- ①**地域の方に注意をされた場合は素直に従う**こと。
- ②公共施設、大型店、デパート、商店、コンビニなどで、**万引きなどの疑念を招くような行為や迷惑をかけるような行動を取らない**こと。
- ③**火遊び（爆竹、ライター等）**や危険な玩具（**エアガンなど**）での遊びはしないこと。
- ④花火は、近所に迷惑をかけないように時間・場所・安全を考えて、保護者などの**大人と一緒に**行うこと。
- ⑤危険な場所（**工事現場、資材置き場、廃屋、空家、線路など**）には立ち入らないこと。

○連絡先

- ◇学校名（ ） 電話（ ）
- ◇苫小牧警察署 電話 35-0110 又は 110番
- ◇苫小牧市少年指導センター（健康こども部青少年課内） 電話 32-6148

◆苫小牧市「児童・生徒生活のきまり」委員会構成メンバー

◆苫小牧市小学校生徒指導連絡協議会

◆苫小牧市中学校生徒指導連絡協議会

◆苫小牧市少年指導センター